

## 尖閣諸島、竹島等に関する最近の中国語、朝鮮語資料

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 外交防衛調査室 鎌田 文彦  
国立国会図書館 関西館  
アジア情報課 濱川 今日子  
国立国会図書館 関西館  
アジア情報課 福山 潤三

### 目 次

はじめに

- I 領有権をめぐる我が国の立場
- II 領土に関する当館刊行物
  - 1 尖閣諸島等
  - 2 竹島
- III 領土に関する中国語、朝鮮語資料
  - 1 「IV 尖閣諸島、東シナ海における日中境界画定」
  - 2 「V 竹島」
  - 3 文献解題の編集について
- IV 尖閣諸島、東シナ海における日中境界画定
  - 1 政府刊行物
  - 2 尖閣諸島
  - 3 東シナ海
    - 付1 尖閣諸島関係当館刊行物リスト
    - 付2 東シナ海における日中境界画定関係当館刊行物リスト
- V 竹島
  - 1 事典・資料集
  - 2 研究書
  - 3 特色ある資料
  - 付 竹島関係当館刊行物リスト

## はじめに

中国と韓国という我が国にとって極めて重要な隣国との関係は、近年緊張状態が続いている。そのような状況をもたらしている最大の要因の一つが、中国との間では尖閣諸島、韓国との間では竹島の領有権をめぐる対立にあることは、衆目の一致するところであろう。後述のとおり、尖閣諸島、竹島についての日本政府の立場は明快であるが、中国、韓国は、それとは異なる主張を繰り返し、論議はかみ合わないままに推移している。

国立国会図書館は、中国、韓国で出版されている領土に関する書籍、資料集等の収集に力を注いでいる。隣国においてどのような論議が展開され、どのような主張がなされているかを確認することは、この問題に関する国政審議にとって、重要な意義があると考えためである。

本稿は、当館関西館アジア情報室（以下「アジア情報室」とする。）で収集し、所蔵している中国語、朝鮮語の出版物の中から、尖閣諸島、竹島等について扱った代表的な資料について解題を付して紹介するものである。そこで展開されている主張、歴史観、事実認識等は、我が国の立場とは相容れないものが多分に含まれているが、隣国の領土に関する論議の態様は、我が国が今後領有権の問題に対処して行く上での基本的な情報となると思われる<sup>(1)</sup>。

## I 領有権をめぐる我が国の立場

中国との間で対立している尖閣諸島について、我が国政府は、「尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している。尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない<sup>(2)</sup>」との立場を内外に鮮明にしている。

一方、中国政府と台湾当局は、1968年に行われた国連機関による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があるとの指摘を受けて尖閣諸島に注目が集まるようになった後、1971年から尖閣諸島に関する独自の主張を始めた。これに対して、我が国は、「従来中華人民共和国政府及び台湾当局がいわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠等として挙げている諸点は、いずれも尖閣諸島に対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とはいえません<sup>(3)</sup>」との立場を取っている。

また、関連する問題として、日本と中国の間には、東シナ海における日中境界画定をめぐる確執も存在する。我が国は日中中間線を境界として主張しているが、中国は沖縄トラフまで自国の大陸棚が続いているとしている。この問題は、東シナ海における資源開発と密接に関連しているが、日中共同資源開発の構想も進展を見ていない<sup>(4)</sup>。

更に、韓国との間での軋轢となっている竹島については、我が国政府は、「竹島は、歴史的

(1) 本稿は、鎌田文彦（国立国会図書館調査及び立法考査局外交防衛調査室専門調査員）が、「はじめに」「第I章～第III章」、濱川今日子（同関西館アジア情報課副主査）が第IV章、福山潤三（同関西館アジア情報課アジア第三係長）が「第III章の一部」「第V章」を執筆し、鎌田が全体的な調整を行って編集したものである。

(2) 「日中関係（尖閣諸島をめぐる情勢）」2013.12.2. 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>>

（なお、本稿におけるインターネット情報は、すべて2014年1月20日現在のものである。）

(3) 「尖閣諸島に関する基本見解」2013.5. 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/kenkai.html>>

(4) 日中境界画定問題については、後述の濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題—国際法から見たガス田開発問題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』547号、2006.6.16. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000642\\_po\\_0547.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000642_po_0547.pdf?contentNo=1)> 参照。

事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です。韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません<sup>(5)</sup>との立場を取り、韓国の領有に関する主張については、「韓国側からは、我が国が竹島を実効的に支配し、領有権を確立した以前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていません<sup>(6)</sup>」との認識を表明している。

以上のとおり、尖閣諸島、竹島について、我が国は一貫してその領有権を主張しているが、一方、中国、韓国は、後述の文献解題で紹介するとおり、それぞれ独自の観点を提起している。

## II 領土に関する当館刊行物

本稿は、尖閣諸島等及び竹島に関して、隣国で出版されている資料の内容紹介を目的としているため、これらの領有権をめぐる諸問題の歴史的経緯、互いの主張の論点、近年の外交上の動向等については、限定的にしか触れることができない。当館調査及び立法考査局は、これらの領有権をめぐる諸問題を広範に扱った調査論文をすでに公表しているため、近年刊行した主なものを以下で紹介する。より詳細な参考文献は、各文献解題の章末にリストとして付されている。幅広い観点からの領有権をめぐる動向については、このような論考を参照されたい。

### 1 尖閣諸島等

- 1) 山本彩佳「尖閣諸島をめぐる日中の対外発信活動」『レファレンス』754号, 2013.11,

pp.9-25.<sup>(7)</sup>

尖閣諸島をめぐる、中国政府及び我が国政府が、どのような対外発信活動を行っているかを紹介している。21-23 ページに、「尖閣諸島に関する中国の主な主張及びそれに対する日本政府の見解」がまとめられており、両国政府の立場の相違を対比することができる。

- 2) 濱川今日子「尖閣諸島の領有をめぐる論点—日中両国の見解を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』565号, 2007.2.28.<sup>(8)</sup>

領土の帰属に関する国際法の一般的な理論を整理した上で、尖閣諸島について、我が国による領土編入以前、領土編入の過程、その後の我が国の実効支配について、歴史的な経過をまとめるとともに、それについての日中両国の見解を紹介している。

- 3) 濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題—国際法から見たガス田開発問題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』547号, 2006.6.16.<sup>(9)</sup>

2003年以降、中国が東シナ海で始めた油ガス田の開発とそれに対する我が国の対応、東シナ海油ガス田開発をめぐる日中協議の概要、国際法からみた海洋境界画定及び紛争解決の諸問題について論じている。東シナ海の日中間の懸案であり、尖閣諸島と密接に関係する境界画定問題の概要をまとめている。

### 2 竹島

- 1) 山本健太郎「竹島をめぐる日韓領土問題の近年の経緯—島根県の「竹島の日」制定から李明博韓国大統領の竹島上陸まで—」『レファレンス』741号, 2012.10, pp.27-49.<sup>(10)</sup>
- 島根県が「竹島の日」を制定して日韓間の竹

(5) 「竹島問題」2013.12.11. 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/>>

(6) 同上

(7) 国立国会図書館ウェブサイト <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8358449\\_po\\_075402.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8358449_po_075402.pdf?contentNo=1)>

(8) 国立国会図書館ウェブサイト <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000624\\_po\\_0565.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000624_po_0565.pdf?contentNo=1)>

(9) 濱川 前掲注(4)

(10) 国立国会図書館ウェブサイト <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3751407\\_po\\_074102.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3751407_po_074102.pdf?contentNo=1)>

島をめぐる対立が激化した2005年以降を主な対象期間として、我が国における竹島に関する動向、韓国の竹島に対する措置をまとめている。

## 2) 塚本孝「竹島領有権問題の経緯（第3版）」

『調査と情報—ISSUE BRIEF—』701号, 2011.2.22.<sup>(11)</sup>

朝鮮古文献に見られる現在の竹島に関する記述に始まり、徳川時代の出来事、1905年の日本による領土編入、第2次世界大戦後の状況、李承晩ライン設定と領土問題の発生等竹島に関する歴史的な経緯をコンパクトにまとめている。

以上のような、包括的な論考を参照の上、以下の中国語、朝鮮語資料の文献解題を活用していただければ幸いである。

## Ⅲ 領土に関する中国語、朝鮮語資料

アジア情報室では、アジア各国・地域の資料を収集しており<sup>(12)</sup>、領土に関連する中国語、朝鮮語資料も多数所蔵している。本稿では、以下、同室の専門のライブラリアンが紹介に値するとして精選した資料について、内容の解題を付して紹介する。解題には、当該資料の編者・執筆者の立場や見解を紹介した部分もあるが、もちろんそれは資料の内容を記述するためであり、その立場や見解をそのまま肯定するものではないことを、明記しておく。

各資料には、我が国政府の立場とは相容れない説明や主張が随所に見られ、我々の立場からすれば違和感を覚える見解が多々含まれているが、このような言説が隣国において現に出版され流布しているという事実を、我々としては冷

静に認識する必要がある。

中国語、朝鮮語それぞれの文献解題の概要は、次のとおりである。

## 1 「Ⅳ 尖閣諸島、東シナ海における日中境界画定」

この章では、尖閣諸島及び東シナ海における日中境界画定に関する中国語資料を取り上げる。対象とするのは、①中国の基本的な考え方を示す政府刊行物、②尖閣諸島について論じた代表的な研究書、③同じく東シナ海をめぐる研究書、合わせて19点である。

## 2 「Ⅴ 竹島」

2つめは竹島に関する朝鮮語資料の文献解題である。竹島（韓国名「独島」）関係の資料28点を、①事典・資料集、②研究書、③特色ある資料に分けて、解説を付して紹介する。

## 3 文献解題の編集について

2つの文献解題は、次のような方針に則り、編集した。

①次のような形式で文献を表記し、その後に、資料内容・編著者の解説を付した。

文献番号) 編著者名『書名(書名の日本語訳)』(シリーズ名), 出版地, 出版者, 出版年, ページ数. 【当館請求記号】

②ハングル表記の編著者名、出版者名(一部)には、直後に丸かっこ書きで日本語訳を記載した。

③シリーズ名は、日本語訳し記載した。

④編著者の解説は、原則として資料の記述による。他の情報源を参照した場合には、その旨

(11) 国立国会図書館ウェブサイト <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050427\\_po\\_0701.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050427_po_0701.pdf?contentNo=1)>

(12) 平成25年3月末現在の中国語・朝鮮語資料所蔵状況は以下のとおり。

	図書 (単位:点)	雑誌 [うち受入継続中] (単位:タイトル)	新聞 [うち受入継続中] (単位:タイトル)
中国語	266,627	4,287 [1,950]	366 [91]
朝鮮語	33,040	2,805 [1,100]	173 [35]

その他、インドネシア・マレーシア語、ベトナム語、タイ語等、東アジアから中東・北アフリカに及ぶアジア諸言語資料を所蔵している。

を脚注に記した。

#### IV 尖閣諸島、東シナ海における日中境界画定

本章では、アジア情報室が所蔵する中国語資料の中から、尖閣諸島<sup>(13)</sup>及び東シナ海における日中境界画定について論じた資料19点について、「1 政府刊行物」「2 尖閣諸島」「3 東シナ海」に分けて解説を付した。資料の選定にあたっては、政府刊行物のほか、中国国内の議論が把握できる近年の研究書を中心とするよう留意した。「1 政府刊行物」は、尖閣諸島関係、海洋関係の順に排列した。「2 尖閣諸島」は、資料集、研究書、保釣運動関係に細分し、それぞれ出版年の新しい資料から排列した。また、「3 東シナ海」も出版年順の排列である。

##### 1 政府刊行物

1-1) 中华人民共和国国务院新闻办公室[编]『钓鱼岛是中国的固有领土—2012年9月(釣魚島は中国固有の領土である)』北京, 人民出版社, 2012, 16p. [A171-C38]

尖閣諸島の領有権に関する中国政府の見解を収録した白書。日本語版も同時出版されている(中華人民共和国国务院報道弁公室『釣魚島は中国固有の領土である』北京外文出版社, 2012.)<sup>(14)</sup>。

まず、歴史的文献に表れる尖閣諸島に関する記述を根拠として、同諸島が中国固有の領土で

あることを確認する。次に、日本政府による尖閣諸島の領土編入の過程を検証し、その国際法的効果を否定して、同諸島は「台湾及びその付属島嶼」の一部として下関条約に基づき日本に割譲されたと主張する。また、カイロ宣言やポツダム宣言における第2次大戦後の日本の領土の範囲に関する条項を根拠に、尖閣諸島は戦後中国に返還されるべきであり、沖縄返還協定に基づく日本への返還は不当とする。

続いて、1992年の「領海及び接続水域法<sup>(15)</sup>」をはじめ、尖閣諸島に関連する法令を列挙し、近海でのパトロールや気象観測など管轄権行使の事例を挙げる一方、2012年9月の日本政府による魚釣島の所有権移転を批判する。

中華人民共和国国务院新聞弁公室は、1991年に設立され、中国の政策、社会経済状況、文化、科学技術などについて対外的に発信する役割を担っている<sup>(16)</sup>。

1-2) 国家海洋信息中心編『钓鱼岛—中国的固有领土(釣魚島—中国固有の領土)』北京, 海洋出版社, 2012, 30p. [A171-C26]

尖閣諸島問題についての見解を、関連する古文書や古地図などとともに収録している。巻末付録として、「中華人民共和国の釣魚島とその付属島嶼の領海基線に関する声明(2012年9月10日)」<sup>(17)</sup>、尖閣諸島の領有権に関する政府見解をまとめた「中華人民共和国外交部声明(1971

(13) 中国・台湾において、魚釣島は、一般的に「釣魚島」または「釣魚台」と称される。尖閣諸島は、概ね「釣魚島及びその付属島嶼」「釣魚台列嶼」などと称されるが、「釣魚島」または「釣魚台」が尖閣諸島全体を指していると解釈すべき場合もある。本稿では、資料タイトル及び中国国内法令の名称を除き、その文脈から尖閣諸島全体を指していると思われるものは「尖閣諸島」、魚釣島のみを指していると思われるものは「魚釣島」と一律に表記した。また、本文で言及する中国の国内法令には、中国語の正式名称と日本語訳を脚注に記した。

(14) 関西館でのみ所蔵(請求記号【XB-N13-8064】)。なお、本文は次のサイトにも掲載されている。中华人民共和国国务院新闻办公室「《钓鱼岛是中国的固有领土》白皮书(日文)」2012.9.25. <<http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/2012/Document/1225270/1225270.htm>>

(15) 正式名称は、「中华人民共和国領海及毗連区法(中華人民共和国領海及び接続水域法)」1992年中華人民共和国主席令第55号, 1992年2月25日公布。日本語訳は、中国綜合研究所・編集委員会編『現行中華人民共和国六法』第1巻, ぎょうせい, 1988, pp.124-126 参照。

(16) 「本办基本情况: 中华人民共和国国务院新闻办公室」2006.3.13. 中华人民共和国国务院新闻办公室ウェブサイト <<http://www.scio.gov.cn/xwbjs/xwbjs/Document/306817/306817.htm>>

(17) 日本語訳は、「中華人民共和国の釣魚島とその付属島嶼の領海基線に関する声明」2012.9.10. 中華人民共和国駐日本国大使館ウェブサイト <<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgyw/t968672.htm>> 参照。

年12月30日)」及び日本政府の魚釣島等の購入に対する「中華人民共和国外交部声明(2012年9月)」<sup>(18)</sup>を付す。

「国家海洋信息中心」(国家海洋情報センター)は、後述の国家海洋局の直属機関として1958年に設立され、海洋関係資料の管理及びその関連サービス等を担当している。公式ウェブサイトの中に、尖閣諸島に関するページ<sup>(19)</sup>を開設し、政策資料、周辺海域の警備活動状況、歴史的文献、研究論文などを公開している。

### 1-3) 国家海洋局編『中国钓鱼岛地名册(中国釣魚島地名便覧)』北京, 海洋出版社, 2012, 42p. 【GB11-C1】

尖閣諸島を構成する8つの主要な島嶼について、位置、面積、地質、植生などのほか、各島内の山河、湾及び付属島嶼の標準名称を、地図や写真とともに収録する。

国家海洋局は、国土資源部の管理下にある行政機関で、海域利用管理、海洋環境保護、海洋権益の擁護及び海洋科学技術研究等を担当している<sup>(20)</sup>。

### 1-4) 国家海洋局海洋发展战略研究所课题组[編著]『中国海洋发展报告. 2013(中国海洋發展報告. 2013)』北京, 海洋出版社, 2013, 403p. 【A172-C2】

中国の海洋行政に関する年次報告書。当館では、2011年版以降を所蔵する。

第3章「中国の海洋法制度」第1節「中国海洋法律制度概述」で、「海洋基本法」制定に向けた立法活動を紹介するとともに、「領海及び

接続水域法」「排他的經濟水域及び大陸棚法」<sup>(21)</sup>を執行するための具体的規則の必要性を指摘している。続く第2節「国家海洋立法」では、2012年9月に「釣魚島及びその付属島嶼の領海基線に関する声明」を公布し、領海基線及び17の領海基点の名称とその地理座標を確定したことにより、尖閣諸島の領海に対する中国の主権を立法上強固なものにしたと述べている。第4章「中国の海洋利益」第2節「海洋権益問題の焦点」では、日本政府による魚釣島、南小島及び北小島の所有権移転について、日本の動きと中国政府の対応を時系列でまとめ、日本が尖閣諸島に関して「頻繁に事件を起こす」要因を分析し、中国政府が主権に基づき講じている施策として、地図や地名便覧の出版、海洋環境予報の発表、近海の警備巡視活動などを挙げている。巻末に、海洋関係の主要法律一覧など21の付属資料を付す。

国家海洋局海洋發展戰略研究所は、国家海洋局の直属機関として1987年に設立された。海洋發展戰略、方針、政策、法規の研究を主要な任務としている。

## 2 尖閣諸島

### (1) 資料集

#### 2-1) 北京中日新聞事業促進會編『釣魚島主權歸屬(釣魚島の主權の歸屬)』北京, 人民日報出版社, 2013, 446p. 【A171-C49】

尖閣諸島問題に関する重要文献、代表的な学術論文、新聞論評等を収録した資料集。

第1章「中国指導者の談話、政府声明」は、

(18) 日本語訳は、宮尾恵美「日本関係情報 中国 日本政府の魚釣島等購入に対する全人代外事委員会及び外交部の声明」『外国の立法』No.253-1, 2012.10, pp.50-52. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3567843\\_po\\_02530116.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3567843_po_02530116.pdf?contentNo=1)> 参照。

(19) 「钓鱼台-中国的固有领土」<<http://www.coi.gov.cn/news/zhuanti/dyd/>>

(20) 「国家海洋局主要职责」2013.7.9. 国家海洋局ウェブサイト <[http://www.soa.gov.cn/zwgk/bjgk/jgzz/201212/t20121201\\_16732.html](http://www.soa.gov.cn/zwgk/bjgk/jgzz/201212/t20121201_16732.html)>

(21) 正式名称は「中华人民共和国专属经济区和大陆架法(中華人民共和国排他的經濟水域及び大陸棚法)」1998年中華人民共和國主席令第6号, 1998年6月26日公布。日本語訳は、越智均・黒木義雄訳「資料 中華人民共和國海事關係法規(5)排他的經濟水域及び大陸棚法(訳), 航路管理條例(訳)〔含中国語原文〕」『海保大研究報告. 法文学系』44卷2号, 1998, pp.187-189 参照。

1950年から2012年までに発表された中国指導者の談話及び中国政府の公式見解12点を収録。第2章「学者論文、新聞論評」は本書の主たる部分で、1972年から2012年までに発表された代表的な学術論文、新聞・雑誌の論評記事24本を収録。その中には日本人研究者の論文7本も含まれる。第3章「図証」は、尖閣諸島が歴史的に中国の領土であった根拠として引用される中国、琉球及び日本の古典籍など21点を収録し、各資料に解説を付す。第4章「関連文献」は、第2次大戦後の日本の領土処理に関連する文書、日中間の条約及び声明を計6点、第5章「参考資料」は、尖閣諸島に関する年表など8点を収録する。

北京中日新聞事業促進会は、日中報道業界の交流促進、日中両国の相互理解及び善隣友好協力の推進、学術交流などを目的として1994年に設立された団体。

2-2) 張百新主編『釣魚島是中国的(釣魚島は中国のものである)』北京, 新华出版社, 2012, 216p. 【A171-C42】

『新華社通信』、『人民日報』、『解放軍報』などに掲載された尖閣諸島問題に関する論評記事約70本、図表約30点を採録。このうち多くは、日本政府が魚釣島など3島を購入した2012年9月に発表された記事で、中国の尖閣諸島領有の正当性、日本政府による魚釣島等の所有権移転に対する批判などを内容としている。

主編者の張百新は、新華出版社社長<sup>(22)</sup>。新華出版社の母体である新華通訊社は、中国の国营メディアであり、國務院の直属機関。

2-3) 鞠德源『日本国窃土源流一釣魚列嶼主权辨(日本国の領土窃取の源流一釣魚列嶼主権考)』北京, 首都师范大学出版社, 2001, 2冊. 【A171-C4】

上下2冊からなる。上冊では、明治から第2

次大戦期までの日本の領土拡張と中国及び朝鮮への進出について批判的に考察する。続いて、多数の古地図や歴史書を引用し、尖閣諸島が歴史的に中国の領土であり、台湾の付属島嶼であると主張する。下冊は資料集で、1500年代から1990年代にかけて中国、琉球、日本、欧米諸国で出版された地図など126点を収録し、それぞれ作者、出版年、出典、所蔵機関のほか、出版の背景、出版当時の政治的・国際的状況、尖閣諸島の描かれ方、それらに対する著者の見解などを付す。

著者は、中国第一歴史檔案館(史料館)の研究員で明清史料及び清史の専門家<sup>(23)</sup>。

(2) 研究書

2-4) 金永明『海洋问题专论. 第2卷(海洋問題專論)』北京, 海洋出版社, 2012, 433p. 【A171-C30】

海洋法の基礎理論、東シナ海問題、南シナ海問題、海洋における安全保障等について、著者がこれまでに発表した論文を収録する。

專題8「日本の釣魚台列嶼の領有権に関する基本的見解に対する反論」は、1972年に日本の外務省が発表した見解について、①日本及び欧米諸国の古地図でも尖閣諸島は中国領と認識されており、日本の無主地先占論は成立しない、②同諸島は日本の西南諸島の一部ではなく、台湾の一部である、③尖閣諸島はポツダム宣言及びカイロ宣言に基づき中国へ返還されたのであり、沖縄返還条約で米国から日本への返還は無効である。中国は当該条約の当事国ではなく、この条約に拘束されない、④歴史的にも地理的にも、尖閣諸島は中国固有の領土であり、中国は同諸島に対して原始的権原を有している、などと反論する。

筆者は、上海社会科学院法学研究所副研究員、海洋法研究センター主任、中国国際法学会理事、中国海洋法学会理事。

<sup>(22)</sup> 「新华出版社」新华通訊社ウェブサイト <[http://203.192.6.89/xhs/jgsz/2009-11/03/c\\_1378199.htm](http://203.192.6.89/xhs/jgsz/2009-11/03/c_1378199.htm)>

<sup>(23)</sup> 「鞠德源」中國第一歴史檔案館ウェブサイト <[http://www.lsdag.com/showinfo.asp?info\\_id=362](http://www.lsdag.com/showinfo.asp?info_id=362)>

2-5) 鄭海麟『釣魚台列嶼—歴史與法理研究(増訂本)(釣魚台列島—歴史と法理の研究)』香港, 明報出版社, 2011, 426p. 【A171-C35】

言語学、地理学、史料考証学、国際法学など様々な分野の知識及び研究方法から尖閣諸島の問題を考察、研究し、同諸島は中国に帰属すると結論付ける。

上編「中国、日本の歴史的文献から見た釣魚台列島の主権の帰属」では、歴史的文献に表れる尖閣諸島に関する記述を検討し、同諸島が古来より中国の領土であったと論じる。中編「中日釣魚台問題の法理研究」では、日本の無主地先占理論及び「対日平和条約」「日中共同声明」「日中平和友好条約」など戦後の日本の領域を画定する条約や日中関係を規律する条約を挙げ、日本の主張の妥当性について論じる。下編「釣魚島列島関係地図考証」は、日本、中国、西洋諸国で出版された地図及び図書に付された地図合計約60枚を収録し、一部に解題を付す。最後に、日本の領有権主張の根拠を、無主地先占論及び尖閣諸島を琉球列島の範囲内と定めた琉球列島米国民政府布告「琉球列島の地理的範囲」(1953年12月25日)の2つに大別した上で、これを否定する。また、問題解決のための3案として、①外交ルートを通じて中国の尖閣諸島に対する原始的権利を取り戻し、中国人の往来の自由を回復し、日本の海上自衛隊による同諸島12海里内での活動を禁止すること、②天然資源の採掘や利用など、中国及び台湾政府が尖閣諸島に対する主権を積極的に行使すること、③日本との交渉後、国際裁判所の仲裁によって尖閣諸島の主権紛争を最終的に解決すること、を挙げる。

著者の鄭海麟は、現在カナダ在住。カナダ海峡兩岸研究会会長、香港海峡兩岸關係研究センター研究委員、中国の中山大学台湾研究所特約研究員などを兼任。尖閣諸島問題に関する著書多数。

2-6) 張植榮・王俊峰『東海油争—釣魚島争端

的历史、法理与未来(東シナ海石油紛争—釣魚島紛争の歴史、法理及び未来)』哈尔滨, 黑龙江人民出版社, 2011, 237p. 【A171-C14】

第1章は、琉球処分の経緯及び日清戦争と尖閣諸島との関係を整理する。第2章は、第2次大戦後の日本の領域画定に関するカイロ宣言から沖縄返還条約締結までの米国の対応を検証し、尖閣諸島の領有権に関する同国の責任を追究する。第3章は、1960年代後半から1970年代前半までの日本政府の動きをまとめ、当時の衆議院の質問答弁及び民間出版物における議論について、日本側の主張の問題点を指摘する。また、日中共同声明及び日中平和友好条約の締結交渉において提案されたとする尖閣諸島の「紛争の棚上げ」及び「共同開発」について、その経緯と日本国内の反応を検討する。第4章は、1970年代、1990年及び1996年に高まった保釣運動の経緯及び台湾当局の態度を、中華人民共和国と台湾との関係を絡めつつ考察する。第5章は、国際法的観点から尖閣諸島の領有権問題を分析する。第6章から第8章は、日本が韓国やロシアとの間で抱える領土問題、日本の海洋戦略、尖閣諸島問題の今後のあり方、ガス田問題等に触れる。

著者の張植榮は、北京大学国際關係学院教授。専門は中国政治外交、中国辺境と民族問題など。王俊峰は、中国共産党中央党校国際戰略研究所博士課程在籍。アジア太平洋地域の国際關係、辺境領土問題、中国外交などを研究している。

2-7) 王小波編著『谁来保卫中国海島(誰が中国の島嶼を防衛するか)』北京, 海洋出版社, 2010, 263p. 【A171-C21】

島嶼は、国家主権及び海洋權益に関わる重要な地位を占め、特殊な価値を有するとの視点から、中国が抱える島嶼の領有権問題、島嶼の乱開発問題、「海島保護法」<sup>(24)</sup>などについて論じる。

第2章「釣魚島で誰が魚を釣るか」は、まず尖閣諸島の戦略的重要性と経済的価値を述べた上で、中国の領有権の正当性を主張し、日本が

同諸島を「争奪」した経緯とそれ以降の動きを批判的に整理する。続いて、中国側の主張の弱点として、領域権原の取得に関する国際法上、「発見」には未成熟な権原しか認められないこと、清朝以来、中国が同諸島を有効に統治した証拠となる公的記録が少ないこと、第2次大戦後も同諸島を有効に統治しておらず、そのための計画もないこと、などを挙げる。最後に、日本が実効的支配を強める中、中国は何をすべきか、と問いかける。

著者は、国家海洋局第二海洋研究所研究員、国家島嶼開発管理研究センター主任。

### (3) 保釣運動関係

2-8) 邵玉銘『保釣風雲録—1970年代保衛釣魚台運動知識分子之激情、分裂、抉擇（保釣風雲録—1970年代釣魚台防衛運動知識分子の激情、分裂、選択）』台北，聯經出版事業，2013，234p. [A171-C46]

本書の第1部は、米国における保釣運動<sup>(25)</sup>の発端、経緯、台湾支持派と中共支持派の分裂、運動の終焉、保釣運動参加者のその後の経歴などを整理する。第2部は、台湾における保釣運動及び台湾内政や文学への影響などをまとめる。最後の「展望兼総括」において、筆者は、日本はまず尖閣諸島の主権問題の存在を認め、中国、台湾との資源共同開発、共有を目指すべきであると主張する。

筆者の邵玉銘は、シカゴ大学で博士号を取得後、台湾国立政治大学国際関係センター主任、行政院新聞局長等を歴任。保釣運動の参加者でもある。

2-9) 謝小琴・劉容生・王智明主编『啟蒙・狂飆・反思—保釣運動四十年（啟蒙・暴風・回顧—保釣運動四十年）』新竹，國立清華大學出版社，2010，359p. [A171-C13]

2009年5月に台湾の国立清華大学で開催された国際フォーラム「1970年代保釣運動文献の出版と解説」の発表内容を収録する。

フォーラムのテーマは、①1960年代の台湾学生運動及び留学生による刊行物、②保釣運動の勃興から発展、分裂まで、③保釣運動の影響、に大別される。巻末に、2004年に開始した清華大学の保釣運動に関する文献の収集事業の経緯を収録する。

主編者の謝小琴は、国立清華大学教養教育センター教授。2003年から2009年まで同大学図書館長を務め、保釣運動文献収集計画に従事した。劉容生は、国立清華大学光通信技術研究所教授兼台湾連合大学システム<sup>(26)</sup>副校長。王智明は、中央研究院欧米研究所副研究員。

## 3 東シナ海

3-1) 梁云祥『日本外交与中日关系（日本外交と中日関係）』北京，世界知識出版社，2012，337p. [A99-Z-C24]

戦後日本と周辺国との関係、とりわけ日中関係及び両国間の懸案を概説、分析し、両国の安全保障戦略や民族主義などを比較した研究書である。

このうち、第14章「中日釣魚島問題、東シナ海境界画定及びエネルギー紛争」は、まず尖閣諸島問題について、日中双方の主張とその論拠を比較する。次に、2008年に「東シナ海の

<sup>(24)</sup> 正式名称は「中华人民共和国海島保护法（中華人民共和国海島保護法）」2009年中華人民共和国主席令第22号、2009年12月26日公布。日本語訳は、越智均・四元吾朗「[中華人民共和国海島保護法]について[含 中華人民共和国海島保護法原文及び訳文]」『海保大研究報告. 法文学系』55巻2号, 2010, pp.89-118 参照。

<sup>(25)</sup> 1968年、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）の調査により、東シナ海の大陸棚に石油資源が埋蔵されている可能性が明らかになると、尖閣諸島がにわかに注目を集めるようになった。中華民国政府による公式な同諸島に対する領有権の主張に先駆け、1970年より在米中国人留学生を中心とする尖閣諸島の防衛運動、いわゆる保釣運動が展開された。

<sup>(26)</sup> 台湾連合大学システム（台灣聯合大學系統）は、国立清華大学など台湾の研究型大学4校からなるコンソーシアム。

共同開発についての了解」が交わされるまでの、東シナ海境界画定問題の経緯を整理する。続いて、日本にとって、この問題が単に資源と島の領有権をめぐる問題であるだけでなく、日中相互の競争としての側面があることを指摘する。問題解決の方策として、①実力による競争、②外交交渉や国際裁判、③尖閣諸島と東シナ海の共同利用及び共同管理を挙げるが、いずれも現実的でないという。ただし、エネルギー協力をきっかけに、両国の相互依存関係を更に深め、緊張を緩和することは可能とする。この問題は、日中協力の一つの契機にもなり得ることから、地域全体の協力関係を深める方向に誘導できると結論付ける。

著者の梁雲祥は、北京大学国際関係学院副教授、法学博士。専門は日中関係、日本政治外交、北東アジア国際関係、国際法、国際政治理論等。

### 3-2) 何沙・秦揚『挑畔—中国近海争端背后的石油大图谋（挑発—中国近海における紛争の背後にある石油をめぐる策略）』北京，石油工業出版社，2011，298p. 【A171-C33】

中国の海洋権益の現状を考察し、国民の海洋権益意識を高めることを目的として、石油開発の歴史、台湾海峡、東シナ海及び南シナ海における石油をめぐる諸外国との関係等について論じる。

第6章は、東シナ海における石油開発問題をテーマとする。はじめに、第2次大戦後の東シナ海における石油資源開発について、2004年以降2008年までの日中両国の動きを中心に整理する。また2004年以降、日中協議の場で双方が提起した共同開発案の内容を確認し、その背後にある日本の意図を分析する。次に、日本が「中間線」を基礎とする境界画定を主張する要因として、天然資源の乏しさ、中国の成長を抑制しようと企図していること、政治的軍事的な大国化を目標としていることを挙げる。続いて尖閣諸島の石油資源に係る戦略的価値及び東シナ海のスラバガス田問題に関する日本メディアの報道

を検討する。最後に、日本政府の帝国石油株式会社への試掘権付与の過程と同社の世界的な石油獲得活動をまとめる。また、日中両国がいずれも石油の輸入国であり、海外からの石油獲得について競合関係にあると述べる一方、日本は省エネ技術や石油備蓄等に、中国は油田の探査や採掘等に、それぞれ異なる強みを持つことから、協力の余地があると結ぶ。

筆者の何沙、秦揚は、いずれも西南石油大学教授。

### 3-3) 高之国・贾宇・张海文主编『国际海洋法问题研究（国際海洋法問題の研究）』（中国海洋法学会国際海洋法論文集；5）北京，海洋出版社，2011，257p. 【A172-C4】

2007年以降、中国海洋法学会の年次総会等で発表または提出された、海洋法の理論と実践に関する優秀論文18篇を収録する。

そのうち、高寒「中日東海論争のいくつかの法律問題に関する初歩的分析」は国際法的角度から東シナ海の境界画定問題を論じる。まず、東シナ海の大陸棚の地質学的限界及び大陸棚の境界画定に用いるべき法原則に関する日中それぞれの見解を整理する。続いて、海洋境界画定に関する判例及び条約等を紹介し、日中双方が争議を棚上げし、共同開発することが矛盾を緩和するのに有効な方法であると結んでいる。

主編者の高之国は、国際海洋法裁判所裁判官で海洋発展戦略研究所所長。賈宇は同研究所副所長、張海文は同研究所副研究員。

### 3-4) 段洁龙主编『中国国际法实践与案例（中国における国際法の实践と判例）』北京，法律出版社，2011，458p. 【A151-C6】

中華人民共和国成立以降の中国政府による国際法解釈及び適用についてまとめた1冊で、国際法の分野ごとに12の章からなっている。

第3章「中国の海洋法実践」は、中国の海洋に関する法令の制定、条約の締結、主要な出来事を時系列に沿って整理する。この中には、尖

閣諸島及びその周辺海域に関する法令や、様々な局面で表明された中国政府の主張が含まれている。

第4章「中国と隣国の島嶼主権及び海洋境界画定問題」は、中国が抱える島嶼の領有権及び海洋境界画定問題をテーマとする。尖閣諸島の領有権については、中国政府の公式見解と同様の主張を繰り返し、魚釣島への灯台建設や周辺海域の警備といった日本側の動きに対して、中国政府が累次抗議していることを紹介している。東シナ海の境界画定に関しては、いわゆる「中間線」を境界画定の基礎とする日本の主張を批判する。また、2008年6月に取り交わされた「日中間の東シナ海の共同開発についての了解」及び「白樺（中国名「春暁」）油ガス田開発についての了解」に一定の評価を示しつつ、この問題は複雑で、解決は容易でないとする。

本書は中国外交部条約法律課（条約法律司）により編纂された。主編者の段潔龍は、2006年から2011年まで条約法律課課長。現在は駐シンガポール大使<sup>(27)</sup>。

### 3-5) 廉徳瑰『“大国”日本与中日关系（「大国」日本と中日関係）』上海，上海人民出版社，2010，324p. 【A99-ZC9-C7】

日本の大国意識と戦略文化との関係を軸に、日本の対外政策及び日中関係を論じた研究書。

第14章「東シナ海の争いの背後」に、尖閣諸島の領有権及び東シナ海の境界画定について、問題の発端、中国、日本双方の主張、最近の動きをまとめている。

尖閣諸島については、歴史的観点から、歴史書や古地図の記述を根拠に同諸島が古くから中国の領土であったとする中国の主張と、国際法的観点から、先占による領土編入は有効であり、その後1970年頃まで中国からの異議もなかったとする日本の主張を比較する。

東シナ海の境界画定については、大陸棚の自

然延長論に基づき沖縄トラフまでの権利を主張する中国と、国連海洋法条約及び国際判例を根拠に、中間線を基礎とする境界画定が衡平であると主張する日本の見解を整理する。

最後に、島嶼の獲得や海域の拡大は、国土の拡張と資源の増加を意味するだけでなく、国力の増強を意味すると指摘し、日中いずれかの主張に沿った解決はあり得ず、可能なのはせいぜい主権争いの棚上げと共同資源開発であると分析する。

筆者は、上海国際問題研究院日本研究センター副主任、副研究員、文学博士。専門は日本対外政策、日中関係及び日米関係など。

### 3-6) 金永明『东海问题解决路径研究（東海問題の解決方策の研究）』北京，法律文献出版社，2008，273p. 【A172-C1】

第1章は、東シナ海問題の経緯を5つの時期に分けて概観し、尖閣諸島の帰属とその境界画定への影響、境界画定に用いるべき原則、沖縄トラフの地質的構造について、日中両国の主張を整理する。第2章は、国連海洋法条約における大陸棚及び排他的経済水域に関する規定を比較し、海洋境界画定に関する判例を整理する。第3章では、同条約における紛争の解決に関する規定を確認し、国際海洋法裁判所と国際司法裁判所の紛争処理制度を比較するとともに、仲裁制度、特別仲裁制度にも言及する。第4章は、日本の動きとして、2004年以降に政党や経団連などの団体が発表した海洋法制に関する提言、「海洋基本法」を中心とする関連法令の制定経緯及びその内容をまとめる。第5章は、中国における海洋関連法の制定状況、「領海及び接続水域法」など主要な現行法5本の内容、海洋行政を担当する5機関の組織及び任務を概観する。続いて、中国にとっての海洋開発の重要性を指摘し、国連海洋法条約の海洋開発に関する条項、東南アジア諸国との間で締結した関連

(27) 「段洁龙大使简历」中华人民共和国驻新加坡共和国大使馆ウェブサイト <<http://www.chinaembassy.org.sg/chn/sgxx/>>

条約、国内法を整理し、更に、憲法において「海洋」の地位を明確にすること、海洋開発基本法を制定することなど、7案を提示する。最後に、東シナ海における日中境界画定問題について、日本が主張する「中間線」を承認しないと的前提の下、油ガス田の共同開発は可能であるとし、それにより日中関係の長期的安定と実際の資源獲得が可能と主張する。

著者の金永明は、上海社会科学院法学研究所研究員、海商法海洋法研究センター副主任、法学博士。専門は国際法、海洋法、日本法等。

#### 付1 尖閣諸島関係当館刊行物リスト

##### ■『レファレンス』

- ・尾崎重義「尖閣諸島の帰属について（下の二）」『レファレンス』263号, 1972.12, pp.152-173.
- ・尾崎重義「尖閣諸島の帰属について（下の一）」『レファレンス』262号, 1972.11, pp.58-67.
- ・尾崎重義「尖閣諸島の帰属について（中）」『レファレンス』261号, 1972.10, pp.28-60.
- ・尾崎重義「尖閣諸島の帰属について（上）」『レファレンス』259号, 1972.8, pp.30-48.

##### ■『調査と情報—ISSUE BRIEF—』

- ・濱川今日子「尖閣諸島の領有をめぐる論点—日中両国の見解を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』565号, 2007.2.28.

##### ■『外国の立法』

- ・廣瀬淳子「立法情報 アメリカ 2013年度国防授權法と尖閣問題」『外国の立法』No.254-1, 2013.1, pp.2-3.
- ・宮尾恵美「日本関係情報 中国 尖閣諸島海域漁船衝突事件についての中国外交部発言(3)」『外国の立法』No.246-1, 2011.1, pp.36-39.
- ・宮尾恵美「日本関係情報 中国 尖閣諸島海域漁船衝突事件についての中国外交部発言(2)」『外国の立法』No.245-2, 2010.11, pp.28-34.

- ・宮尾恵美「日本関係情報 中国 尖閣諸島海域漁船衝突事件についての中国外交部発言」『外国の立法』No.245-1, 2010.10, pp.39-40.

#### 付2 東シナ海における日中境界画定関係当館刊行物リスト

##### ■『調査と情報—ISSUE BRIEF—』

- ・濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題—国際法から見たガス田開発問題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』547号, 2006.6.16.

##### ■『外国の立法』

- ・富窪高志「日本関係情報 中国 楊潔篪外交部長、東シナ海ガス田開発について記者会見」『外国の立法』No.236-2, 2008.8, p.32.

#### V 竹島

本章では、アジア情報室が所蔵する朝鮮語資料の中から、竹島（韓国名「独島」<sup>(28)</sup>）関係の資料を解説する。アジア情報室では、平成26年2月末現在、タイトルまたはシリーズ名に「ㄷ도」または「獨島」を含む朝鮮語資料146タイトルを所蔵している<sup>(29)</sup>。その他、政府刊行物や日韓関係、国際法分野の資料にも、竹島に関する記述が見られる。今回はこれらの資料から、28タイトルを選び、「1 事典・資料集」「2 研究書」「3 特色ある資料」に分けて解説を付した。

「1 事典・資料集」「2 研究書」では、主要な著者・機関の編著作を中心に、各編著者につき1、2点程度を取り上げる。特に、島根県の「竹島の日」制定（2005年）以降の資料を優先し、近年の研究動向が把握できるよう努めた。「1 事典・資料集」は、「(1) 韓国の資料」と「(2) 北朝鮮」の資料に分けて、事典、参考資料集、目録・解題集、白書、翻訳資料の順に排

(28) ハングル表記は「ㄷ도」、韓国における漢字表記は「獨島」である。本稿では、基本的に「竹島」を用いるが、解説する資料のタイトルや章見出し、韓国国内の団体や制度の名称等について、「竹島」と表記すると文意が損なわれる場合は「独島」を用いる。

(29) 出版国別に見ると、韓国143タイトル、北朝鮮、日本、フランスが各1タイトルである。

列した。「2 研究書」は、単著、共編著に分けて、新しい資料から排列した。

また、「3 特色ある資料」では、必ずしも学術的な内容ではないが、特徴的な切り口から書かれた資料を紹介する。国民啓発のために、多様なアプローチが取られていることの例証として取り上げた。

## 1 事典・資料集

### (1) 韓国の資料

1-1) 한국해양수산개발원편 (韓国海洋水産開発院編) 『독도 사전 = Encyclopedia of Dokdo(独島事典)』ソウル, 한국해양수산개발원, 2011, 433p. 【GE8-K35】

竹島関係の用語約 1,000 項目を収録する体系的な事典。人名、文献、地図、歴史的な事件から、自然地理や生態まで広く対象とする。平易な記述で、項目末尾には参考文献(一部)と執筆者名を記す。付録として、28 の地図を掲載した「付録 1 古地図」、6 世紀から 2008 年までの歴史的な事件を掲載した「付録 2 年表」を収録。巻末に索引を付す。

編者は海洋、水産、海運・港湾分野の調査研究を行う政府系研究機関。海洋政策・海洋環境分野の研究テーマとして「独島領有権の確立」「独島、離於島等海洋領土政策及び管理」を掲げる<sup>(30)</sup>。

1-2) 경상북도 [編] (慶尙北道 [編]) 『독도총서 (独島叢書)』 [大邱], 경상북도, 2009, 588p. 【GE167-K112】

大邱・慶尙北道(韓国で竹島が所属するとされる道)の独島研究機関統合協議体による研究成果を整理した資料。「現況」「歴史」「自然環境」「価値と領有権」「発展と持続可能性」の 5 編から成る。慶北大学校鬱陵島・独島研究所、大邱・慶北研究院鬱陵島・独島発展研究会等、6

機関の研究成果をとりまとめたもので、慶尙北道の公式見解ではないとされる。

第 1 編は、類書でもよく触れられる地理的条件のみならず、地籍、住民、施設、法令、独島教育等、行政関係の記述を含む。第 2 編は、三国時代にまでさかのぼり、竹島の地位を整理する。第 3 編は、地形、地質、海底資源、海洋・陸上生態、土壌等について解説する。第 4 編では、人文社会、資源、生態・環境の観点から竹島の価値を評価した上で、領有権に関する議論の現状と国際法上の地位を整理する。第 5 編では、「独島の持続可能な利用に関する法律」の一部改正(2008 年 2 月 29 日法律第 8852 号)を踏まえて、李承晩から李明博までの歴代中央政府と地方政府(慶尙北道、鬱陵郡)について、政策の概要と今後の課題を整理する。

1-3) 동북아역사재단역음 (東北亞歴史財団編) 『우리 땅 독도를 만나다—독도 교육 참고자료 (私たちの領土独島に会う—独島教育参考資料)』ソウル, 동북아역사재단, 2011, 147p. 【A171-K75】

小中高校の独島関連教科書の理解を助けるための参考資料。竹島の自然地理、日本側資料やフランス、ロシアの古地図も含む主要な史資料を解説するとともに、日本の主張とそれに対する反論、歴史上の人物や警備隊、住民等、人々の活動記録を収録する。教科書では十分に触れられない史資料、地図、写真を多数掲載し、視覚的に理解しやすい構成が採用されている。

「3. 独島に対する日本の誤った主張」では、日本の教科書の記述や、外務省の「竹島—竹島問題を理解するための 10 のポイント」<sup>(31)</sup>を取り上げ、後者については論点ごとに反論する。巻末に付録「小学校、中学校、高等学校の独島教育内容体系」、資料の出典一覧、索引を付す。

編者は、「東北亞歴史財団設立・運営に関する法律」により、2006 年 9 月に設立された政

(30) 「연구사업 > 연구분야 > 해양정책·해양환경분야 (研究事業 > 研究分野 > 海洋政策・海洋環境分野)」韓国海洋水産開発院ウェブサイト <<http://www.kmi.re.kr/kmi/kr/>>

(31) 10 か国語で作成、公開されている。外務省ウェブサイト 前掲注(5)参照。

府系研究機関。歴史問題・竹島問題を研究対象とし、独島研究所を置く<sup>(32)</sup>。

1-4) 국회도서관 [編] (国会図書館 [編]) 『독도 한눈에 보기 (独島 一目で見える)』 (一目で見えるシリーズ ; 11), ソウル, 국회도서관, 2010, 86p. 【GE145-K68】

韓国国会図書館が、国政課題に関する資料を網羅的に集めた「한눈에 보기 (一目で見える)」シリーズの一冊。韓国の国会議員、常任委員会、行政部署等に配布されている。

「Ⅰ. 概要」「Ⅱ. 独島の現況」「Ⅲ. 独島関連の歴史」「Ⅳ. 独島関連の争点」「Ⅴ. 関連組織」「Ⅵ. 関連法令」「Ⅶ. 国会の議論及び各界の意見」の7章構成。

第Ⅲ章では、日韓両国の竹島関連の行動を年表形式で整理するとともに、日本の閣僚、政府関係者等の発言も収録。第Ⅳ章では、争点として、主要な史料、SCAPIN 第 677 号<sup>(33)</sup>・サンフランシスコ平和条約、日本の歴史教科書を取り上げる。第Ⅶ章では、本会議・委員会で関連の議論があった日時と案件名を表形式で収録するとともに、政府関係者、研究者・研究機関等の意見概要を収録する。

編者は、「国会図書館法」に基づき、図書館サービスによって国会の立法活動を支援する機関。竹島関係資料と北朝鮮との統一関連資料を集めた「独島・統一資料室」を置くほか、2009 年には、竹島に独島分館を設置している<sup>(34)</sup>。

1-5) 국회도서관 [編] (国会図書館 [編]) 『독도 문헌정보총목록 (独島文献情報総目録)』 (一目で見えるシリーズ ; 26), ソウル, 국회도서관,

2012, 305p. 【GE3-K63】

韓国国会図書館の「한눈에 보기 (一目で見える)」シリーズの一冊。

国内外の竹島関係文献情報 3,525 件について、書誌情報と韓国国内 11 機関の所蔵情報を収録。大きく「古書」「古文書」「古地図」「単行本」「学位論文」「学術記事」「非図書」「記録物 (国務会議録、官報、録音・映像資料等)」に分け、資料名、著者・製作者、発行年、大きさやページ数、所蔵機関等の情報を収録する。「古書」「古文書」「古地図」については、数行の解題も付す。「単行本」「学位論文」「学術記事」では、竹島そのものを主題とした資料だけではなく、領土・領海に関する国際法、島根県や鳥取県の地誌、水路誌等、周辺分野の資料も収録する。

1-6) 이상태 (李相泰) 『사료가 증명하는 독도는 한국땅 (史料が証明する 独島は韓国領)』 坡州, 경세원, 2007, 255p, 英文併記. 【GC212-K1】

日韓の地図 119 種、史料 59 種に解説を付した資料。韓国の主張を対外的に発信することを目的としており、英文を併記する。

「1. 韓国の古地図の中の独島」「2. 日本で製作された古地図の中の独島」「3. 西洋で製作された古地図の中の独島」「4. 韓国史料に現れる独島」「5. 日本史料に現れる独島」の5章に分け、地図の写真、名称、製作国、作者、製作時期、大きさ、所蔵機関と解題を付す。また、巻末に「6. 独島は韓国領」と題する著者の論考を収録する。

著者は、国史編纂委員会<sup>(35)</sup>の研究員を長く務め、歴史地理、古地図研究に従事。

<sup>(32)</sup> 「財団案内」東北亜歴史財団ウェブサイト <<http://www.historyfoundation.or.kr/?sidx=261&stype=3>>

<sup>(33)</sup> SCAPIN は、Supreme Command for Allied Powers Instruction Note (連合国最高司令官総司令部指令) の略。第 677 号は、日本政府に「日本国外の総ての地域」に対して政治上行政上の権力行使を停止するよう指令するもので、その対象には竹島を含む。ただし、この指令は行政権の停止にかかるものであって、領土の処分に関するものではないことが同指令中に明記されている。国立国会図書館ウェブサイト 前掲注(1), pp.7-8.

<sup>(34)</sup> 「국회도서관 소개 (国会図書館紹介)」国会図書館ウェブサイト <<http://www.nanet.go.kr/main.jsp>>

<sup>(35)</sup> 「史料の収集・編纂及び韓国史の普及等に関する法律」第 4 条により設置されている国の機関。教育部長官に所属し、史料の収集・編纂等を行う。

1-7) 국립중앙도서관편집 (国立中央図書館編集) 『국립중앙도서관 소장 독도관련자료 해제집 (国立中央図書館所蔵独島関連資料解題集)』 ソウル, 국립중앙도서관, 2009, 2冊 【GE3-K55】

「古文献編」と「一般図書編」に分けて、国立中央図書館が所蔵する竹島関連資料の書誌事項と解題を収録。

古文献編は、古書 12 種、古地図 37 種を対象とする。まず、「Ⅰ. 18 世紀以前系統の鬱陵島・独島」「Ⅱ. 18 世紀前半系統の鬱陵島・独島」「Ⅲ. 18 世紀後半以後系統の鬱陵島・独島」「Ⅳ. 日本製作古地図の中の鬱陵島・独島」に分け、特に竹島領有権に焦点を当てた解題を収録。あわせて、「古文献を通じて見た独島」(李相泰国際文化大学院大学碩座教授)、「朝鮮後期古地図に現れた「于山島」地名研究—国立中央図書館所蔵本を中心に—」(キム・キヒョク釜山大学校教授)と題する論考 2 編を収録する。巻末にハングル字母順の書名索引を付す。

一般図書編は、2009 年までに韓国国内で発行された関連図書 270 種を対象とし、書影と書誌情報、史料の概要、価値・評価を収録。巻末に「国立中央図書館所蔵『独島』関連資料(一般図書)目録」(437 タイトル)及びハングル字母順の書名・著者名索引を付す。

編者は、韓国の中央図書館。韓国国内で発行された資料を網羅的に収集・整理する<sup>(36)</sup>。

1-8) 『해양경찰백서 (海洋警察白書)』 [仁川], 해양경찰청 (海洋警察庁), 2005-. 【Z41-AK373】

海洋警察庁の白書。アジア情報室では 2005 年版以降の刊行分を所蔵する。

2005 年版から 2013 年版まで、毎年数ページを竹島関係の記述に割く。2013 年版 (2013 年 9 月発行) では、第 1 章「海洋主権の守護及び国家安保強化」の第 1 節「独島、離於島、EEZ 海洋主権の守護」に、竹島周辺海域における警備活動実績を収録 (pp.40-43)。日本の巡視船出

現回数 (2012 年に 99 回)、日本側の過剰な取締りによるものとされる漁船の被害事例 (3 例)、日韓両国警備艦艇の対峙事例 (5 例)、竹島への観光客数 (2012 年に 186,665 名) 等のデータを付す。

1-9) 『외교백서 (外交白書)』 [ソウル], 외교통상부 (外交通商部), 1992-. 【Z41-AK102】

外交通商部 (現在は外交部) の白書。アジア情報室では 1992 年版以降の刊行分を所蔵する。

2012 年版 (2012 年 6 月発行) では、第 2 章「韓半島平和と安定の維持」の第 4 節「周辺国との戦略的協力の深化」中、「1. 韓日関係」において竹島領有権問題に触れる (pp.49-50)。日本の領有権を主張した中学校教科書が日本政府の検定を通過したことや、日本の『外交青書』・『防衛白書』の記述に対して、韓国政府が抗議したことを取り上げる。その他、日本側の新たな類型の強硬措置として、外務省による大韓航空への公務搭乗自制や、国会議員による鬱陵島訪問計画を挙げている。

1-10) 독도본부역음 (独島本部編) 『일본 중의원 독도관련 질의서와 일본 정부의 답변서 (日本衆議院独島関連質疑書と日本政府の答弁書)』 仁川, 우리영토, 2008, 251p. 【A171-K61】

2006、2007 年度に衆議院に提出された、竹島関係の質問主意書とそれに対する政府答弁書の内容を韓国語に翻訳した資料。巻末参考資料として、本文の内容に関係する文書や報道記事等の韓国語訳を収録する。

編者は、2000 年に設立された民間団体。1999 年に発効した「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」(新日韓漁業協定)により、韓国の竹島領有権の排他性が損なわれたとの立場を取り、その解決を目指して活動する。

<sup>(36)</sup> 「도서관소개 (図書館紹介)」国立中央図書館ウェブサイト <<http://www.nl.go.kr/nl/c5/page1.jsp>>

## (2) 北朝鮮の資料

1-11) 김은택 (キム・ウンテク)・배영일 (ペ・ヨンイル) 『옛 지도로 보는 독도 (古地図で見る独島)』 [平壤], 평양출판사 (平壤出版社), 2010, 145p. 【GE167-K144】

北朝鮮で出版された地図集。朝鮮半島内外で作成された15世紀以降の古地図100点とその解題を収録する。前書きにおいて、「鬱陵島とそれに付属する島である独島は、我が国の歴史文献記録と各種地理文献・古地図はもちろん、世界の古地図と海図に朝鮮民族の神聖な領土として記録されてきた」とする。

本文では、「1. 我が民族の古地図に描かれた独島(55点)」「2. 日本の古地図から見た独島(19点)」「3. ヨーロッパの古地図を通じて見た独島(19点)」「4. 外国人が製作した古い海図と独島(7点)」の4章に分け、地図の写真、名称、大きさ、製作年代、地図中で独島に比定している島の名称(于山島、方山島、子山島、松島等)と解題を付す。各地図の所蔵機関は示されていない。また、関連各章の末尾に、「独島の自然地理と資源」「独島を朝鮮領土と認定した日本側の資料」「国際条約を通じて見た独島」等9点の論考を収録する。

著者のうち、キム・ウンテクは、金日成総合大学博士で副教授<sup>(37)</sup>。ペ・ヨンイルについては不詳。

## 2 研究書

2-1) 김명기 (金明基) 『독도의 영유권과 국제재판 = The territorial sovereignty over Dokdo and international judicial settlement (独島の領有権と国際裁判)』 坡州, 한국학술정보 (韓国学術情報), 2012, 308p. 【A171-K85】

国際司法裁判所への付託が避けられなくなった場合に備えて、国際法の観点から課題を整理

した資料。

日本政府の戦略(第2章)と国際司法裁判所の管轄権(第3章)について確認した後、文書や地図の証拠能力(第4章)、国際司法裁判所への付託に関する韓国の対応策(第5章)について論ずる。その後、日本の外務省の「竹島—竹島問題を理解するための10のポイント」に対する反論と、韓国の領有権に関する法的根拠を提示する(第6章)。最後に、韓国の政策当局及び学会に対する提案を付す(第7章「結論」)。

政策当局に対しては、日本側から付託提議を受けた場合、日本側が一方向的に提訴した場合、付託合意の締結が避けられなくなった場合等、国際裁判の各局面に即して対応策を準備しておく必要があると提案する。そのために、国際紛争化の防止、国連外交の強化、準備書面の事前検討、研究者への持続的な支援等の必要性を説く。

歴史学者と国際法学者に対しては、緊密な学際的研究により、史資料に基づく歴史的権原の主張だけではなく、国際法の観点に対応した国際法的権原の主張が必要であると提案する。そのために、大韓帝国による石島<sup>(38)</sup>の実効的支配に関する研究や、サンフランシスコ平和条約の締結過程の究明等の必要性を説く。

著者は、大韓国際法学会会長等を歴任し、竹島に関する著書多数。

2-2) 신용하 (愼鏞廈) 『독도영유권에 대한 일본주장 비판 = A critique of Japanese claims on the territorial rights to Dokdo. 개정증보 (独島領有権に対する日本主張批判 改訂増補)』 (愼鏞廈著作集; 第38集), 서울, 서울대학교출판문화원 (ソウル大学校出版文化院), 2011, 351p. 【A171-K71】

2001年に出版された『獨島領有權에 대한 日

<sup>(37)</sup> 「도서《옛 지도로 보는 독도》출판 (圖書『古地図で見る独島』出版)」 KOREA NEWS SERVICE ウェブサイト <<http://www.kcna.co.jp/calendar/2010/10/10-05/2010-1005-013.html>>

<sup>(38)</sup> 1900年の大韓帝国勅令第41号において、鬱陵島の管轄とされた島。韓国では独島と同一視される。国立国会図書館ウェブサイト 前掲注(1), p.5.

本主張 批判：附. 獨島問題 111 問 111 答』【A171-K34】の改訂増補版。全 15 章構成で、江戸時代から第 2 次世界大戦後までの時期を対象として資料の検討を行い、日本側の主張を批判する。歴史的側面、法的側面の双方にわたり、主要な論点を広く扱う。

第 1 章では、初版出版以降に利用できるようになった統計等の資料を参照して、竹島の自然環境を概観し、第 2 章以降の議論に先だて、日本の主張を 13 項目に整理する。

第 2 章から第 5 章までは、江戸時代を対象とし、江戸幕府が竹島を日本固有の領土ではなく朝鮮の領土と認識していたとの指摘や、安龍福<sup>(39)</sup>の活動が事実ではないという主張に対する反論等を展開する。

第 6 章から第 10 章までは、明治時代から終戦までの時期を対象とする。明治政府の領土認識や、1900 年の大韓帝国勅令第 41 号等を論拠として、1905 年の閣議決定による日本領土編入を批判する。

第 11 章から第 14 章までは、終戦後のサンフランシスコ平和条約をめぐる主な論点について検討を加える。論点としては、韓国併合以前に日本に編入された竹島の扱い、SCAPIN 第 677 号の効力、竹島に関する文言のない平和条約の朝鮮放棄条項（第 2 条 a）、竹島における米軍の爆撃演習を取り上げる。

最終章（第 15 章）では、日本が提案する国際司法裁判所への付託について、その必要性がないと論じている。

初版と比較すると、写真や地図を挿入し、漢字ハングル混じりであった本文を原則ハングル表記とする等、韓国人の読者が理解しやすいよ

う工夫されている。また、初版の付録「獨島問題 111 問 111 答」は収録されていないが、2012 年 2 月に出版された同著者の著作『독도 영유의 진실 이해—16 포인트와 150 문답 = A pursuit of the truth in Dokdo islet issue—16 points and 150 Q and A (獨島領有の真実理解—16 ポイントと 150 問答)』（愼鏞廈著作集；第 55 集）

【A171-K88】に、150 問 150 答として修訂増補の上、収録されている。

著者は、ソウル大学校名誉教授。韓国近現代史（独立運動、竹島、社会思想史）に関する著書多数。1996 年に獨島学会会長、獨島研究保全協会会長に就任。

2-3) 나이트우 세이추우, 권오엽·권정편주 (内藤正中, 權五擘・權靜編注) 『일본은 독도 (죽도) 를 이렇게 말한다—< 죽도 - 죽도문제를 이해하기 위한 10 가지 포인트 > 에 대한 비판 검토 (日本は獨島 (竹島) をこのように言う—< 竹島—竹島問題を理解するための 10 のポイント > に対する批判検討)』(明日を開く知識；歴史 25), 坡州, 한국학술정보, 2011, 413p. 【A171-K73】

内藤正中氏が 2009 年に執筆した『한일간 독도·죽도 논쟁의 실체—죽도·독도 문제 입문—일본 외무성 『죽도 (竹島)』 비판 (韓日間獨島·竹島論争の実体—竹島·獨島問題入門—日本外務省『竹島』批判)』【A171-K66】<sup>(40)</sup>に、編注者が解説を付した資料。日本の外務省の「竹島—竹島問題を理解するための 10 のポイント」を批判的に検討している。

第 1 章は、日本語・韓国語併記で、2009 年の著書を収録する。著者は歴史学の観点から外務省の上記文献に検討を加え、日本側が「竹島

<sup>(39)</sup> 元禄 9 年（1696 年）に訴訟のため鳥取藩に來訪した朝鮮人。來訪途上に立ち寄った鬱陵島と于山（朝鮮において獨島と同一視される島名）から日本人を追放したとして、韓国側の領有権主張の根拠として言及される。一方、日本では、同人の言動は事実ではないと指摘されている。国立国会図書館ウェブサイト 同上, pp.2-3; 「鬱陵島への渡海禁止」外務省ウェブサイト <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g\\_kinshi.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_kinshi.html)>

<sup>(40)</sup> 日本語版、英語版も出版されている。

内藤正中『竹島 = 獨島問題入門—日本外務省『竹島』批判』新幹社, 2008.【A99-ZK4-J8】; Seichu Naito, Shinkansya Editorial Room (ed.), *Territorial issue between Japan and Korea case of Takeshima/Dokdo : a critique of the "10 issues of Takeshima" published by the MOFA of Japan*, Tokyo: Shinkansya, 2009.【A99-ZK4-B8】

をわが国固有の領土・領域であるといいながら、そのことを史実に基づいて証明していない」(あとがき) ことを最大の問題点と指摘している。

第2章は、第1章の各ポイントに関係する用語、人名、史料等について解説を付す。史料の解説にあたっては、日本語原文の関連箇所を掲載し、因幡、隠岐島等、日本の地名についての補足説明も行う。

第3章は、著者の論文「19世紀末の竹島(鬱陵島)」「リアンコート(島)の日本領土編入」を、第4章は編注者(権静)の論文「新羅の天下としての于山国」とその日本語要旨を収録する。

第5章は、外務省ウェブサイトに掲載された「竹島—竹島問題を理解するための10のポイント」を、日本語・韓国語併記で収録する(2010年11月時点)。

著者の内藤正中は、島根大学名誉教授で竹島に関する論考多数。2012年死去<sup>(41)</sup>。

#### 2-4) 정병준 (鄭秉峻) 『독도 1947—전후 독도문제와 한·미·일 관계 (独島 1947—戦後独島問題と韓·米·日関係)』 坡州, 들베개, 2010, 1004p. [A171-K70]

竹島問題は、日韓の歴史的な領有権問題というよりも、戦後の日米韓関係の中で生じた地域問題の性格が強いという立場から、終戦直後の三国の竹島に対する認識(第1章から第4章)と、サンフランシスコ平和条約をめぐる協議(第5章から第8章)を整理する。

第1章から第4章では、1947年を領有権問題の契機の年と位置付け、韓国の本格的な調査活動、日本による小冊子『日本の付属小島』の作成、米国による平和条約草案の作成等を取り上げる。第5章から第8章では、米国、英国の平和条約草案とその内容をめぐる各国間の協議を整理する。巻末に参考文献と索引を付す。

著者は、梨花女子大学校史学科副教授(韓国

現代史)。韓国現代史関係の資料発掘に取り組んでいる。

#### 2-5) 이석우 (李碩祐) 『동아시아의 영토분쟁과 국제법 (東アジアの領土紛争と国際法)』 (峨山財團 研究叢書; 第224集), 坡州, 집문당, 2007, 546p. [A171-K33]

領土紛争における主権の存否は、最終的には国際法の観点から決定されるため、第三者たる国際司法機関等の視角からアプローチする必要があるとの立場に立つ。

まず、「第2章 領土取得及び喪失と関連した国際法の一般原則」で、カタール・バーレーン間の領土紛争事件(2001年)等、4つの領土紛争事件を例に、その法的争点や、国際司法裁判所の判決を検討する。

それを踏まえて、「韓日間の独島紛争」(第3章)、「韓中間の間島紛争」(第4章)につき、詳細に検討を加える。特に第3章では、竹島のみならず、北方領土、尖閣諸島も含めて、法的争点、当事国が提示する歴史的証拠資料の評価、サンフランシスコ平和条約における扱い等を分析する。

著者は、仁荷大学校法学専門大学院副教授(国際法)。第2期日韓歴史共同研究で第3分科会(近現代)の研究委員を務めた<sup>(42)</sup>。

#### 2-6) 민유기 (閔有基) · 최재희 (崔在熙) · 최호근 (崔豪根) · 민경현 (閔庚鉉) 『유럽의 독도 인식 = European perception of Dokdo (ヨーロッパの独島認識)』 (東北亜歴史財團研究叢書; 61), 서울, 동북아역사재단, 2011, 372p. [A171-K76]

1995年から2010年までの時期を対象に、フランス、英国、ドイツ、ロシアの新聞、雑誌における竹島関係の報道について、頻度、分量、視点、記事作成者の情報、島名表記等を分析。

(41) 「内藤正中さん死去/島根県」『朝日新聞』(島根) 2012.12.21.

(42) 「日韓歴史共同研究報告書(第2期)」2010.3. 日韓文化交流基金ウェブサイト <<http://www.jkcf.or.jp/projects/kaigi/history/second/>>

国別に2ページ程度の英語抄訳と、主要な記事の原文・韓国語訳を付す。

記事数はロシアが最も多く、ドイツ、英国、フランスの順に続き、内容面では日本の過去美化に対する批判的な認識が最も多く、次に経済・東北アジア安保問題と関連付けるものが多いとする。日本関係の領土問題を包括的に取り上げる中で竹島を扱うものもあり、特にロシアに多いとする。

著者は順に光云大学校教授(フランス現代史)、高麗大学校講師(英国現代史)、高麗大学校歴史研究所研究教授(ドイツ現代史)、高麗大学校教授(ロシア現代史)。

2-7) 곽진오 [ほか] (郭眞吾 [ほか]), 동북아역사재단편 (東北亞歴史財団編) 『독도와 한일관계—법·역사적 접근 (独島と韓日関係—法・歴史的接近)』(東北亞歴史財団企画研究; 33), 서울, 동북아역사재단, 2009, 202p. 【A171-K69】

東北亞歴史財団独島研究所の研究委員5名による論集。同じシリーズに、国際政治、国際法、教科書問題、歴史・考古学の観点から書かれた論文を集めた『독도문제의 학제적 연구 (独島問題の学際的研究)』【A171-K51】がある。

「独島と韓日海洋境界」(金龍煥)は、海洋境界画定について、近年の国際裁判事例と、日韓の議論を整理する。その上で、日本と韓国のように海岸が近い場合は、島の領有権を確定すれば済むのではなく、海洋境界画定、海洋の科学的調査等、国際協力が必要な事案が複合的に存在すると指摘する。結論として、複合的な事案に対処するためには、勝敗が明らかで当事者間にしこりが残りやすい国際裁判よりも、実務者や専門家で構成された委員会組織を活用し妥協点を見出す方式の方が効果的であると強調する。

「近代韓国法体系における領土」(劉夏榮)は、大韓帝国期以降の韓国法体系を概観した上で、1910年の韓国併合条約の効果や、韓国法と日本法との関係等の争点を提示する。

「日本の独島領土排除措置の性格と意味」(洪聖根)は、日本が竹島を自国の管轄権に属さないとした措置として、1877年の太政官の指示、1946年のSCAPIN第677号、1951年の総理府令第24号の法的意義を検討する。

「日本の独島領有権主張の限界—日本議会速記録を中心に 1951-1953年」(郭眞吾)は、第2次世界大戦後に竹島の実効支配を進めた韓国に対応するために日本の国会で行われた議論を分析する。

「近代独島と鬱陵島の名称問題を取り巻く論争とその意味」(金榮洙)は、于山島、石島、松島、竹島、リヤンコールト列岩等、独島や鬱陵島に比定される各種の島名に関する議論を整理する。

2-8) 獨島學會編『獨島領有權 研究論集』(獨島研究叢書; 9), [서울], 독도연구보전협회 (獨島研究保全協會), 2002, 448p. 【A171-K23】

独島学会に所属する研究者による論文集。海洋水産部(当時)が出版費用を負担している。同じシリーズに、1998年に開催された国際学術会議の発表内容を編集した『獨島領有權과 領海와 海洋主權 (独島領有権と領海と海洋主權)』【A171-K24】、4冊にわたり竹島関係の史資料を解説した資料集『獨島領有權 資料의 探究 (独島領有権資料の探究)』【A171-K11】、著者たちの代表作に研究史的観点を加えて再編集した『韓國의 獨島領有權 研究史 (韓国の独島領有権研究史)』【A171-K25】がある。

竹島領有権問題を、①歴史的権原、②国際法的地位、③実効的占有の各観点から考察した論文10編を収録。韓国の主張を対外的に発信するために、英語論文3編を含む。

「独島領有権の歴史」(慎鍾廈)は、新羅時代から1905年の明治政府の閣議決定による日本領土編入までの歴史を整理し、1905年時点で竹島は無主地ではなく、韓国領土であったと結論付ける。

「日本の独島不法強占に関する研究」(李相泰)

は、国際法上、無主地先占による領土取得のためには、その事実を周辺国家に遅滞なく通告しなければならず、日本はその通告を行っていないと主張する。

「独島領有権問題に関する基本的立場の再定立」(金營球)は、新日韓漁業協定で、韓国の領土主権の一貫性が損なわれたとして、無原則的な譲歩姿勢をとるのではなく、基本的な政策の方向性を設定した上で臨む必要があると主張する。

「独島領有権問題と領土の実効的支配」(洪聖根)は、竹島の実効的支配に関する日韓両国の主張を確認し、韓国が新羅時代から実効的支配を続けてきたとする。その上で、今後「鬱陵島と独島の持続可能な発展のための特別法」を制定し、開発計画を進めることで、立場がより安定すると主張する<sup>(43)</sup>。

「独島領有権に対する日本側の主張の整理」(金柄烈)は、日本側の主張の内容や、韓国側の主張に対する日本側の反論等を整理する。

「独島領有権と新韓日漁業協定改正の必要性」(金明基)は、韓国政府が新日韓漁業協定を締結したのは、経済的、外交的利益を第一に考えた結果であり、領有権には二次的な価値しか与えられなかったと批判し、日本側の領有権主張を黙認することにならないよう、対策の必要性を説く。

「韓日漁業協定の補完、または終了後の再協定の考察」(ナ・ホンジュ)は、海洋法の観点から新日韓漁業協定の内容を解説し、問題点と対策を検討する。

“A Study on Territorial Sovereignty over Dokdo in International Law: Refutation to the Japanese Government's Assertions of the Occupied Territory”(金明基)は、日本側の主張を紹介し、無主地、領有意思、通告の各論点について反論する。

“A Historical Study of Korea's Title to Dokdo”(愼鏞夏)は、新羅時代から1946年のSCAPIN

第677号までの歴史的権原をめぐる議論を整理する。

“Sovereign Title of Dokdo and the Validity of Some Treaties Coerced by Japan in the Early 20th Century”(金營球)は、サンフランシスコ平和条約と、1910年の「韓国併合ニ関スル条約」の妥当性を検討する。

編者の独島学会は、客観的な研究を通じて韓国の竹島領有権を明らかにし、関係政策の支援を図ることを趣旨とする学会。1996年の創立以降、シンポジウムの開催と、関係資料の出版を進めている<sup>(44)</sup>。

### 3 特色ある資料

#### (1) 現地滞在経験者の記録・研究成果

韓国政府が竹島を実効支配している状況の下、実際に現地に滞在した人々が、その経験を基に書いた記録や研究成果も散見される。

3-1) 전충진 (チョン・チュンジン) 『여기는 독도—우편번호 799-805, 독도스케치 (ここは独島—郵便番号 799-805、独島スケッチ)』 坡州, 이레, 2011, 351p. 【GE141-K126】

2008年から2009年までの1年間、常駐記者として現地で生活した著者の記録。生活(郵便局、漁業人宿所等)、人(警備隊、灯台職員等)、自然環境(冬季の波、ウミネコ等)、人文環境(安龍福等、歴史関連のテーマ)の4部に分け、写真を交えて点描する。

著者は、慶尚北道の大邱で発行されている日刊紙『毎日新聞』【Z91-AK43】の記者。

3-2) 류단희 (柳丹熙) 『독도 일기—최동단 올림·독도 경비대장의 나라사랑 이야기 (独島日記—最東端鬱陵・独島警備隊長の愛国話)』 서울, 지혜의 나무, 2012, 351p. 【AK4-311-K118】

独島警備隊長を務めた著者の日記。警備隊長就任前の2011年7月22日から2012年2月6日までの期間を対象に、日々の出来事や所感を

(43) 2005年に「独島の持続可能な利用に関する法律」が成立している。資料1-2参照。

(44) 「독도학회 -The Dokdo Institute-(独島学会)」独島学会ウェブサイト <<http://www.dokdoinkorea.or.kr/>>

記録。日本の巡視船を発見した日にはその旨の記述があるが、体系だった業務記録ではない。

著者が警備隊長を務めた独島警備隊は、慶尚北道地方警察庁鬱陵警備隊に属する常設組織。4 個小隊が 50 日交代で独島を警備する<sup>(45)</sup>。

3-3) 『희망의 빛 독도등대 = Dokdo lighthouse—독도등대 일일등대장 체험 (希望の光独島灯台—独島灯台一日灯台長体験)』 浦項, 국토해양부 포함지방해양항만청 (国土海洋部浦項地方海洋港湾庁), [---]-. 【Z42-AK54】

出版者の国土海洋部浦項地方海洋港湾庁が主催した、独島一日灯台長体験行事参加者の体験記。2011 年には、7 月から 8 月にかけて 8 回実施され、小中高校の教師とマスコミ関係者 19 名が参加した。

3-4) 김사열 (キム・サヨル) 『괘이갈매기, 땅채송화와 미생물의 섬—독도 생명문화 이야기 (ウミネコ、タイトゴメと微生物の島—独島生命文化の話)』 大邱, 경북대학교출판부 (慶北大学校出版部), 2012, 159p. 【M76-K11】

自然誌の観点からの資料。著者がインターネット上で公開してきた竹島に関する文章と写真を整理したもの。竹島へのアクセス方法と、その途中で立ち寄ることになる鬱陵島についての基本情報を記した後、竹島の風景、住民、植物、動物、微生物に分けて、写真付きで解説を付す。

鬱陵郡庁所有の漁業人宿所に住むキム・ソンド、キム・シンヨル夫妻のほか、独島警備隊員等 53 名の住民 (2008 年当時)、61 種 (亜種・変種含む) の植物、独島警備隊に寄贈されたサブサルゲ<sup>(46)</sup>等の動物、島の近海で発見された新種の細菌「東海独島」等を取り上げる。

著者は、慶北大学校生命科学部教授で、同大鬱陵島・独島研究所、微生物研究所の研究員を務める。

(2) 子ども向け資料

子どもを対象とした独島教育資料も出版されている。アジア情報室でも絵本・漫画形式の読み物を数点所蔵している。

3-5) 이광호글·그림 (イ・グァンホ文・絵) 『독도에 태극기 휘날리며 (独島に太極旗翻して)』 (반반스페셜; 011), 서울, 대원씨아이, 2004, 207p. 【A171-K63】

漫画形式の資料。主人公の兄妹が父や祖父から竹島の話聞き、実際に竹島を訪れる。「新羅將軍異斯夫」「独島を守った英雄安龍福」「独島義勇守備隊の活躍」等、人物描写が多い。

3-6) 그리미 (クリミ) 『독도는 우리땅 (独島は私たちの土地)』 서울, 자음과모음, 2004, 186p. 【Y84-K2】

漫画形式の資料。小学 3 年生の主人公二人が妖精に連れられて竹島を訪れ、竹島について学ぶ。「位置と気候」「独島警備隊」「安龍福の話」等 15 章構成。

3-7) 이상교지음, 전필식그림 (イ・サンギョ著, チョン・ピルシク絵) 『독도로 간 삽사리 (独島に行ったむく犬)』 (お日さまはぎらぎら; 7), 서울, 두산동아, 2003, 148p. 【Y84-K3】

挿絵付きの読み物。独島警備隊に贈られたむく犬の視点から島の生活を描く。

3-8) 한도훈원작, 최대성구성그림 (ハン・ドフン原作, チェ・デソン構成、絵) 『독도야! 간밤에

(45) 「독도경비대소개 > 임무 및 주요활동 (独島警備隊紹介 > 任務及び主要活動)」独島警備隊ウェブサイト <<http://dokdo.gbpolice.go.kr/>>; 「壬辰乱で日本に勝利した提督の子孫、独島を守る警備隊長に」『中央日報』(日本語版) 2011.8.4. <<http://japanese.joins.com/article/492/142492.html>>

(46) ハングル表記は삽살개。朝鮮半島原産のむく犬で、天然記念物第 368 号に指定されている。삽사리 (サブサリ) ともいう。

잘 잤느냐—승진의의 독도 체험여행 (独島よ!昨夜はよく眠れたか—スンジンの独島体験旅行)』ソウル, 갑인미디어, 2003, 177p. 【Y84-K4】

漫画形式の資料。主人公の少年スンジンが、鬱陵島に住む元独島義勇守備隊員の祖父から話を聞く。

3-9) 한정아글, 김세진그림 (ハン・ジョンア文, キム・セジン絵) 『나는 독도에서 태어났어요 (私は独島で生まれました)』(自然と私; 10), ソウル, 마루벌, 2004, 40p. 【Y84-K5】

絵本。竹島で生まれたウミネコの視点から島の自然を描く。

#### 付 竹島関係当館刊行物リスト

##### ■ 『レファレンス』

- ・山本健太郎「竹島をめぐる日韓領土問題の近年の経緯—島根県の「竹島の日」制定から李明博韓国大統領の竹島上陸まで—」『レファレンス』741号, 2012.10, pp.27-49.
- ・塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解(資料)」『レファレンス』617号, 2002.6, pp.49-70.
- ・塚本孝「平和条約と竹島—再論—」『レファレンス』518号, 1994.3, pp.31-56.
- ・塚本孝「竹島関係旧島取藩文書および絵図—下—(資料)」『レファレンス』412号, 1985.5, pp.95-105.
- ・塚本孝「竹島関係旧島取藩文書および絵図—上—(資料)」『レファレンス』411号, 1985.4, pp.75-90.
- ・塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島—米外交文書集より(資料)—」『レファレンス』389号, 1983.6, pp.51-63.

##### ■ 『調査と情報—ISSUE BRIEF—』

- ・塚本孝「竹島領有権問題の経緯(第3版)」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』701号, 2011.2.22.
- ・塚本孝「竹島領有権問題の経緯(第2版)」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』289号, 1996.11.22.
- ・塚本孝「竹島領有権問題の経緯」『調査と情報

—ISSUE BRIEF—』244号, 1994.4.12.

##### ■ 『外国の立法』

- ・菊池勇次「日本関係情報 韓国「独島の持続可能な利用に関する法律」の改正」『外国の立法』No.258-2, 2014.2, p.41.
- ・菊池勇次「日本関係情報 韓国 竹島及び慰安婦問題関連予算の大幅増額」『外国の立法』No.254-2, 2013.2, pp.30-31.
- ・藤原夏人「日本関係情報 韓国 竹島及び従軍慰安婦に関する2つの対日要求決議」『外国の立法』No.253-1, 2012.10, pp.46-47.
- ・菊池勇次「日本関係情報 李明博大統領の竹島上陸と韓国政府の国会答弁」『外国の立法』No.253-1, 2012.10, pp.48-49.
- ・菊池勇次「日本関係情報 韓国「独島の持続可能な利用に関する法律」の改正」『外国の立法』No.250-2, 2012.2, pp.41-42.
- ・藤原夏人「日本関係情報 韓国 独島領土守護対策特別委員会の活動期間を再延長」『外国の立法』No.248-2, 2011.8, p.37.
- ・藤原夏人訳「日本関係情報 韓国 竹島の領有権等に関する2つの決議」『外国の立法』No.247-1, 2011.4, pp.33-36.
- ・藤原夏人「日本関係情報 韓国 独島領土守護対策特別委員会の活動期間を延長」『外国の立法』No.246-2, 2011.2, p.31.
- ・白井京「日本関係情報 韓国 竹島領有権をめぐる国会決議採択」『外国の立法』No.236-2, 2008.8, pp.33-34.

##### ■ 『国政の論点』(事務用資料)

- ・濱川今日子「竹島領有権問題」『国政の論点』2008.8.21.(事務用資料)

##### ■ 『アジア・アフリカ資料通報』

- ・大口里子「竹島(独島)関係資料目録(資料紹介)」『アジア・アフリカ資料通報』17巻11号, 1980.2, pp.15-28.

(かまた ふみひこ)  
(はまかわ きょうこ)  
(ふくやま じゅんぞう)